資料２－５

消費者被害防止高齢者見守りネットワーク構築事業実施要領

消費生活室

１　背景・目的

高齢社会、核家族化が進行する中で、消費生活相談における高齢者（60 歳以上）が契約当事者として占める割合は､年々増加する傾向にあり平成 25 年度は 42.2%を占めている。また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の平成 25 年の認知件数 195 件のうち、60 歳以上の被害者の割合は 83.1%と大部分を占め、高齢者に対する特殊詐欺・消費者被害防止対策が喫緊の課題となっている。

そこで、市町村及び地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている既存の組織が協力し、地域全体で高齢者等の見守り・啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害の早期発見並びに被害発生時における関係機関等の迅速かつ円滑な対処へとつなげることを目的とする。

２　事業の概要

地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、防犯協会等既存の組織が協力して「高齢者見守りネットワーク」を構築し、地域全体で高齢者等の見守り・啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止を図るとともに、早期発見並びに被害発生時における適切な相談窓口への誘導を図る。

(1)　ネットワークの構成員

市町村（消費生活センター)、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員、自治会、防犯協会、消費者団体、介護サービス事業者、金融機関、学校関係者、ＮＰＯ法人等地域の実情に応じて構成

(2)　ネットワーク構成員の取り組み

① 高齢者の見守り活動及び被害防止に関する啓発活動
② 消費者被害又は被害の恐れを確認した場合の関係機関への通報・相談
③ 消費生活サポーターへの登録
④ 市町村等が実施する出前講座への出席
⑤ 県が実施する見守り研修会への参加
⑥ 構成員相互の情報交換及び連携
⑦ 地域住民への見守り意識の普及

(3)　消費者被害防止連絡協議会等の設置

市町村が中心となり、必要に応じ関係機関で構成する連絡協議会等を設置し、ネットワーク構成員の活動を支援するとともに連携の強化を図る。

※当該協議会は、改正消費者安全法の施行日以降、根拠規定を改正した上で、同法に規定する「消費者安全確保地域協議会」へ移行することも可能とされている。

３　県の取組み

ネットワーク設立に向けた助言や参加団体上部組織への要請のほか、次の事業を実施する。

(1)　ネットワーク構成員等を対象とした見守り研修会の開催
(2)　ネットワーク構成員への情報提供及び啓発用印刷物等の作成・配布
(3)　事業実施状況の発表の場の提供

消費者被害防止高齢者見守りネットワークイメージ図

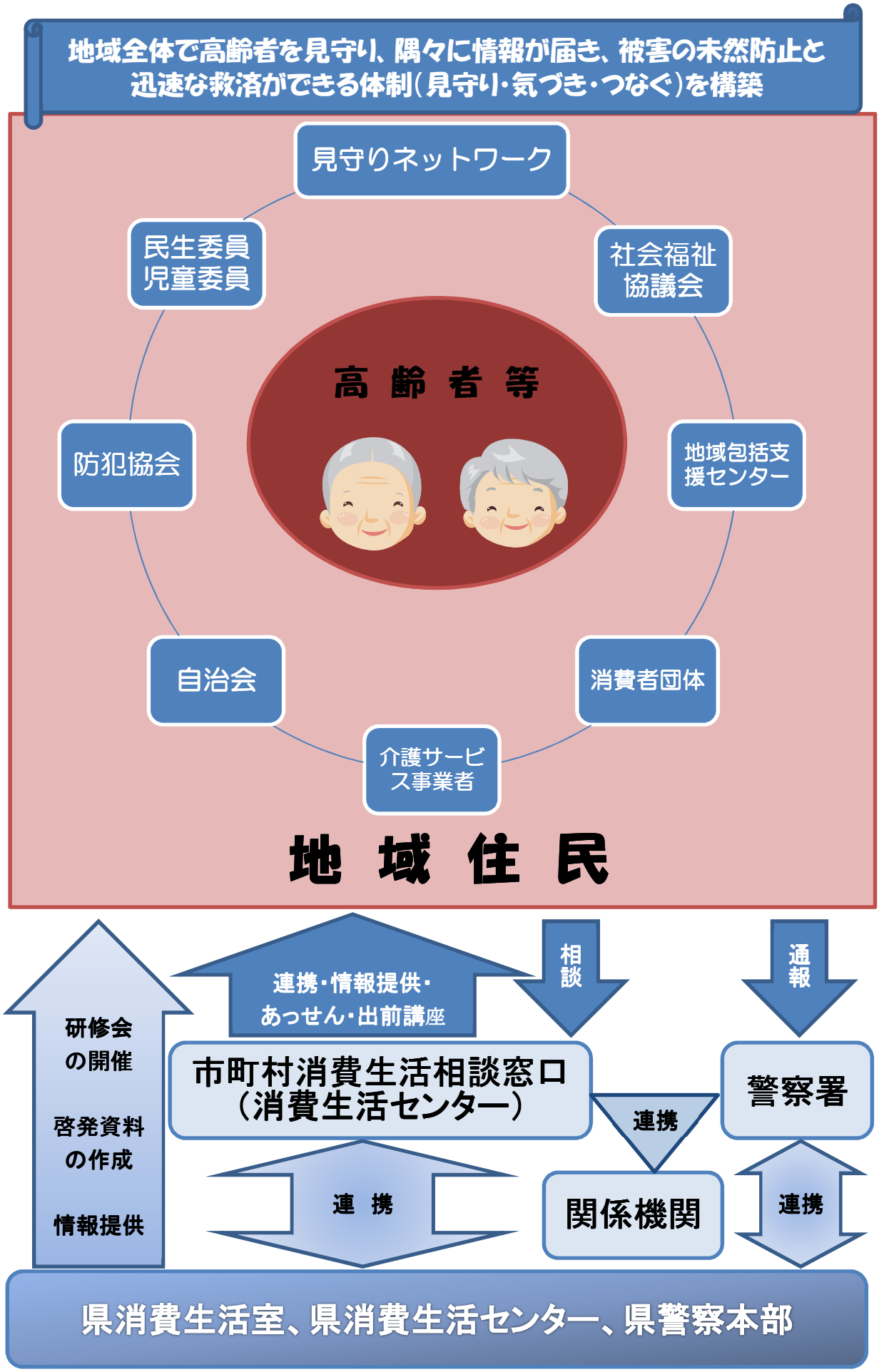

消費者被害防止高齢者見守りネットワークの取組状況

１　市町村における高齢者等見守りネットワーク構築状況

項目	市町村数
構築済み **25 市町村**	上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、飯山市、茅野市、佐久穂町、御代田町、長和町、下諏訪町、原村、根羽村、下条村、泰阜村、上松町、木祖村、大桑村、麻績村、松川村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、小川村
構築予定 **15 市町村**	松本市、諏訪市、駒ケ根市、大町市、安曇野市、軽井沢町、立科町、青木村、箕輪町、阿智村、南木曽町、木曽町、朝日村、白馬村、栄村
構築していない	**37 市町村**

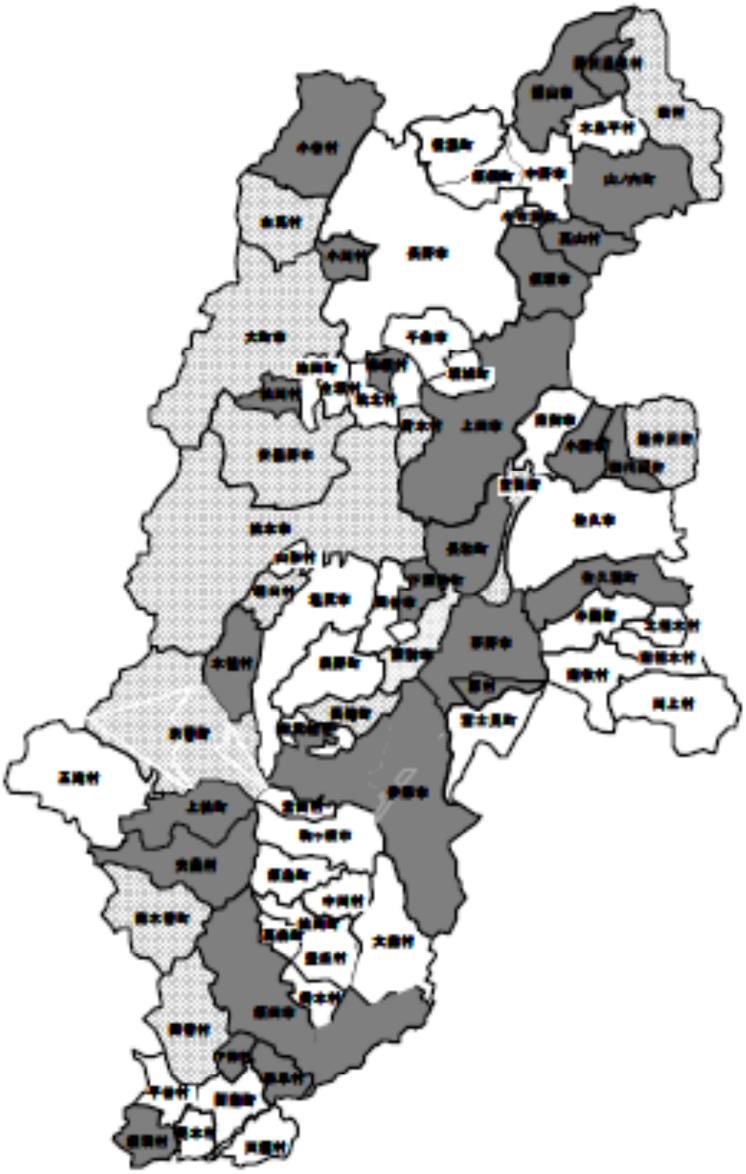

２　主なネットワーク構成団体等

市町村、消費生活センター、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者総合支援センター、自立支援協議会、防犯協会、区・自治会、高齢者クラブ、医療機関、地域見守りネットワーク、介護サービス事業者、障害関係サービス事業者消費者の会、地区ボランティア団体、消防、郵便局、商工会議所、農協

高齢者見守りネットワーク構築の課題等について

（市町村アンケート調査結果）

実　施　日：平成 26 年 10 月 24 日

実施市町村：77 市町村

1　ネットワークを構築していない（しない）理由　（37 市町村）

理　　由	市町村数
実態として、各団体と連携した高齢者の見守り活動を行っているため、新たに構築する必要がない	16
今後、検討していく	11
他のネットワークと連携した構築を検討している	3
一部の地域で見守り活動があるが、全体としては実施していない	3
その他（未定）	4

2　ネットワークを構築する上での課題

・具体的にどんな活動をしていけばよいかわからない
・既存のネットワークの負担を増やさず、消費者被害防止機能をいかに追加するか
・ネットワークを構築に伴う事務的量の増加
・行政と住民（高齢者）の消費者被害に対する危機感がないこと
・行政主体でなく、いかに住民主体のネットワークの構築をしていくか
・高齢者を見守るための役割機能をどこまで持たせていくか

3　ネットワークを運営していく上での課題

・地域ごとに組織があり、統一的なネットワークを作ることは困難
・既存のネットワークの負担感を増やさず、消費者被害防止をいかに推進していくか
・個別トラブルの発見には適しているが、一斉啓発には適していない
・個人情報保護の観点から、高齢者の個人情報を共有することが難しい
・ネットワークに関係団体をどこまで含めていくか
・ネットワークの中心となる民生児童委員のなり手が減少している

4　県に期待している役割について

・ネットワークを構築するにあたり参考となる資料の提供
・各市町村の状況に応じたネットワークのあり方への理解
・福祉部関係機関等への働きかけ
・住民が主体となったネットワークなど他市町村の取組事例の紹介
・ネットワークによる被害防止事例の紹介
・構成組織、構成員に対する出前講座、セミナー等学習機会の増加